

給付型奨学金制度の創設及び貸与型奨学金制度の見直しを求める意見書

日本の奨学金制度は本来の姿である給付型ではなく貸与型です。現在、18歳人口の過半数が大学に進学し、その約半数が奨学金制度を利用し、国立大学の初年度納付金の標準額は81万7,800円と高額な上、貸与型のみです。しかも有利子奨学金は4分の3を占め、奨学金を利用した学生は大学卒業後その返還をしなければなりません。就職難や低賃金の不安定雇用が広がる日本経済状況のもと、高金利の貸与型奨学金の返還を滞納する者の人数が相当数におよび、延滞者は「ブラックリスト」化され、卒業後の人生にも大きな支障を来しています。本来奨学金は、憲法第14条：法の下での平等・第26条：教育を受ける権利・教育基本法第4条：教育の機会均等によって、国民に対し教育を受ける権利を保障しています。経済的理由による修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならぬと規定しています。日本を除くOECD（経済協力開発機構）加盟国33か国のうち、17か国は授業料無償の大学が設立され、残りの16か国は、給付型の奨学金が制度化されています。

よって、国においては、現在、返還に苦しむ若者等の支援制度を早急に拡充するとともに、誰もが安心して高等教育を受けられるよう現行の奨学金制度を全面的に見直し、給付型奨学金制度の創設を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成26年12月15日

静岡県焼津市議会

衆議院議長 }
参議院議長 } 様
内閣総理大臣 }
文部科学大臣 }